

三次市教育委員会議案第43号

三次市民ホール設置及び管理条例施行規則案を次のとおり提出する。

平成27年1月27日

三次市教育委員会教育長 児 玉 一 基

三次市民ホール設置及び管理条例施行規則（案）

（趣旨）

第1条 この規則は、三次市民ホール設置及び管理条例（平成25年三次市条例第26号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（利用申請）

第2条 条例第6条第1項の規定による許可（以下「利用許可」という。）を受けようとする者は、指定管理者が別に定める利用許可申請書を指定管理者に提出し、その許可を受けなければならない。

2 三次市民ホール（以下「市民ホール」という。）の施設、附属施設及び備品等（以下「施設等」という。）の利用申込みは、次に掲げる期間内にしなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

- (1) 大ホール 利用しようとする期間の初日の属する月の12月前の月の初日から、利用しようとする期間の初日の1週間前まで
- (2) リハーサル室 利用しようとする期間の初日の属する月の6月前の月の初日から、利用しようとする期間の初日の前日まで
- (3) その他 練習室、スタジオ等、練習のみを目的とする大ホール、リハーサ

ル室の利用の場合は、利用しようとする期間の初日の属する月の2月前の月の初日から、利用しようとする期間の初日まで
(利用許可)

第3条 指定管理者は、施設等の利用を許可したときは、指定管理者が別に定める利用許可書を申請者に交付するものとする。

(利用の変更及び取消し)

第4条 施設等の利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)が利用の変更又は取消しをしようとするときは、指定管理者が別に定める利用許可変更(取消し)申請書により、その許可を受けなければならない。

(利用者の義務)

第5条 利用者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 入場券、観覧券その他これに類するものを発行するときは、市民ホールの収容定員を標準とすること。
- (2) 所定の場所以外で、火気を使用しないこと。
- (3) 許可を受けないで、設備を付加し、その原状を変更し、又は危険を引き起こすおそれのある行為をしないこと。
- (4) 利用許可を受けた施設等以外のものを利用しないこと。
- (5) 許可なく、壁、柱等に、はり紙、くぎ打ち等をしないこと。
- (6) 他の利用者又は入場者の迷惑になるような行為をしないこと。
- (7) 条例第8条各号のいずれかに該当する者に対し、入場を拒み、又は退場を命ずること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者の指示する事項を守ること。

(入場者の遵守事項)

第6条 入場者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 施設等を損傷し、又は汚損しないこと。
- (2) 所定の場所以外で喫煙若しくは飲食し、又は火気を使用しないこと。
- (3) 騒音を発し、館内を不潔にし、暴力を用いる等、他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (4) 所定の場所以外に出入りしないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者の指示に従うこと。

(施設等損傷及び滅失の届出)

第7条 利用者は、施設等を損傷し、又は滅失したときは、指定管理者が別に定める損傷・滅失届を指定管理者に提出しなければならない。

(附属設備及び備品の使用料金)

第8条 附属設備及び備品の利用料金は、別表に定めるとおりとする。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年 月 日から施行する。

(準備行為)

2 事前の利用の手続き及びこれらに関し必要なその他の行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

(読替規定)

3 この規則の施行前に行われた前項の規定による行為は、この規則の相当規定によって行われた行為とみなす。